

# 国民年金のお知らせ

## 遺族年金とは

遺族年金は、一家の働き手や年金を受け取っていた方が亡くなった時に給付される年金です。亡くなられた方の年金の加入状況によって、「遺族基礎年金」か「遺族厚生年金」のいずれか、または場合によって両方支給される場合もあります。

## 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合、死亡した方によって生計を維持されていた「※子のある配偶者」または「※子」が受け取ることができます。

※子とは、死亡当時18歳になった年度の3月31日までの期間にある方、もしくは20歳未満で障害等級1級または2級のいずれかに該当し、婚姻していない方のことを言います。

- ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- ② 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、国内に住所を有していた人が死亡したとき
- ③ 平成29年7月までに老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
- ④ 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上である方が死亡したとき

※①と②については、国民年金保険料の納付済期間及び免除期間、厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間の合計が3分の2以上であることが必要です。

## 遺族厚生年金

遺族厚生年金を受け取ることができる遺族は、死亡当時、死亡した方によって生計を維持されていた方が対象で、最も優先順位の高い方が受け取ることができます。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
- ② 厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やケガが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級または2級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方が死亡したとき
- ④ 平成29年7月までに老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき
- ⑤ 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上である方が死亡したとき

※①と②については、国民年金保険料の納付済期間及び免除期間、厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間の合計が3分の2以上であることが必要です。

## 次回の年金相談日のお知らせ

日時 9月6日（木）午前10時～12時・午後1時～3時 場所 福島町役場

※函館年金事務所による年金相談は「予約制」のため、9月3日（月）正午までに相談したい内容を役場町民課年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 0139-47-4681（直通）  
函館年金事務所 ☎ 0138-82-8001